

文部科学省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名
	区分	分野							
50	B 地方に対する規制緩和	05 教育・文化	放課後子ども教室について処遇改善臨時特例事業の対象とすること	協働活動サポーター等(以下「サポーター等」という。)、放課後子ども教室に係るスタッフに対する支払が「謝金」とされることについて、放課後児童クラブ支援員等(以下「支援員等」という。)に対する支払と同様に「賃金」とした上で、処遇改善臨時特例事業の対象とすることを求める。	支援員等の放課後児童クラブに勤務する職員に対する支払は「賃金」であるとして、令和3年度の処遇改善臨時特例事業及び令和4・5年度の放課後児童支援員等処遇改善事業の対象となり、賃上げが図られた。 一方、協働活動サポーター等(以下「サポーター等」という。)の放課後子ども教室に係るスタッフに対する支払については、「謝金」であるとして同事業の賃上げ対象になっていない。 両者とも子どもの安全を確保するという責任を伴う業務であるにもかかわらず、サポーター等については賃上げが図られていないことで、サポーター等の確保が非常に厳しくなっている。また、これらが要因となり、サポーター等の新規登録数が減少し、ひいては指導員一人当たりの負担が増加する状況により、今後運営が困難になることも予想される。 (参考)サポーター等登録数 ・令和2年度287活動室3,965人(1活動室あたり13.8人) ・令和3年度285活動室3,678人(1活動室あたり12.9人) ・令和4年度281活動室3,305人(1活動室あたり11.8人)	支援員等及びサポーター等についてそれぞれ処遇改善が行われることで、安定的な人材確保につながり、子育て世帯の支援充実に資することができる。	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領 参議院塩村あやか君提出放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業に関する質問に対する答弁書	こども家庭庁、文部科学省	大阪市
88	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	特定教育・保育等に係る公定価格における「高齢者等活躍促進加算」の対象施設の見直し	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」の中で明記されている「高齢者等活躍促進加算」の対象施設について、幼稚園や地域型保育事業を含めること。	「高齢化社会の到来等に対応して、高齢者等ができるだけ働きやすい条件の整備を図り、また、高齢者等によるきめ細やかな利用子ども等の処遇の向上を図る」ことを目的とする高齢者等活躍促進加算について、現行基準では保育所及び認定子ども園(いずれも保育2・3号認定)が加算対象とされているが、幼稚園や地域型保育事業は加算対象外となっている。 幼稚園や地域型保育事業においても、保育補助や環境整備など高齢者等が担うことができる業務は多いものの、加算対象でないことから高齢者等の積極的な任用を促進できていない。また、高齢者等以外の者においても保育補助や環境整備等の担い手を確保することができず、保育士の業務負担が多くなっている事業所も多くある。 主提案市の市内地域型保育事業所(66事業所)に対して、「高齢者等活躍促進」に関する実態調査を独自に行ったところ、56事業所から「加算に該当・類似の取組を実施済」、「活用したい」、「検討したい」等の意欲的な回答があり、実施済の事業所からは「高齢者は人生経験が豊富で頼れる存在となっているほか、高齢者の活躍が保育士の活力にもつながっている」という声があがっている。 その他、「加算の積極的な活用により、園児見守りの目を増やし、余裕ある運営や安全面を向上できる」、「高齢者等ではないが保育配置基準以上に非常勤職員を配置しており、その業務内容は高齢者等でも実施可能」といった声が寄せられており、地域型保育事業等においても高齢者等活用のニーズは高い状況にある。	現在加算対象外となっている幼稚園や地域型保育事業においても、保育補助や環境整備等の比較的専門性を要しない業務を高齢者等が担うことで、保育士等の業務負担が軽減され、運営に余裕が生まれるほか、保育士不足の解消にも資すると考えられる。また、保育士等が本来の保育業務に専念できるだけでなく、経験豊富な高齢者等の助力により、きめ細やかな利用子ども等の処遇の向上を図ることができる。 超高齢化社会を迎える中、地域人材の発掘という観点からも、対象施設に幼稚園や地域型保育事業を含めてほしい。	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号) 特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(平成28年8月23日付け府子本第571号、28文科初第727号、雇児発0823第1号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)	こども家庭庁、文部科学省	越谷市、品川区、川崎市

〈追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)〉		回答欄(各府省)
団体名	支障事例	
札幌市、千葉市、我孫子市、横浜市、相模原市、広島市、徳島県	<p>○毎年行っている放課後子供教室への聞き取り調査では、協働活動サポーターの謝金が安価であるために他の働き口の賃金に劣後し、サポーターが集まりにくいという意見が聞かれる。</p> <p>○本市においても新・放課後子ども総合プランで一体的に実施しているクラブがあるものの、放課後子供教室分については、賃上げ対象外となっているため、一般財源を用いています。</p> <p>○本市では放課後児童クラブと放課後子供教室を一体型で運営しており、放課後児童支援員と協働活動サポーターの区別なくどちらの事業にもかかわるような運営形態をとっている。運営委託している民間事業所においても同様の運営形態を推奨している。放課後児童支援員に対する処遇改善が行われた結果、同様の業務に携わっているスタッフのうち、放課後児童クラブのスタッフのみの賃上げでは、スタッフの納得が得られないと考え、公営については市の一般財源により処遇改善を行った。民営については、事業所判断において、協働活動サポーター分の処遇改善が行われていない状況である。そのため、協働活動サポーターが放課後児童健全育成事業に関わることに対して抵抗を示しているという報告があった。</p> <p>○本市では、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に委託運営する「アフタースクール」の導入を進めている。</p> <p>アフタースクールでは、17時までの時間は、保護者の就労状況にかかわらず、希望するすべての児童に居場所を提供しており、放課後児童クラブ対象児童と対象外児童が区別なく過ごしており、配置される放課後児童支援員等についても、働き方に区別はない。</p> <p>このため、国と協議の上、国の補助基準額に利用児童に占める放課後児童クラブ対象児童の割合を乗じた額を補助対象としており、一般的な放課後児童クラブと比較して、賃金改善額が低くなるケースが生じている。(多くの事業者は国の補助基準額まで賃金改善を行っているが、その場合、差額は事業者負担となる。)</p>	<p>放課後児童支援員等処遇改善事業(令和3年度は放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業)は、児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の支援員等の処遇改善を行うことを目的とした事業です。</p> <p>一方、放課後子供教室は、社会教育法に基づき、地域と学校が連携・協働して行う「地域学校協働活動」の一環として実施するものであり、地域の多様なボランティアの参画を得て、子供たちに学習や体験活動等の機会を提供する社会教育事業です。このため、自治体において放課後子供教室に参画する者を雇用することは想定しておらず、文部科学省の補助事業においても、放課後子供教室に参画する者に対して支払う経費は「諸謝金」としているところです。</p> <p>各自治体の独自の工夫として、放課後子供教室に参画する者を雇用したり、学習や体験活動等のプログラムの一部を委託して受託者が雇用する者が参画したりすることを妨げるものではありませんが、御提案にあるように放課後子供教室に参画する者に対して支払う経費を「賃金」とすることは、上記事業の趣旨に照らして 適当ではなく、放課後児童支援員等処遇改善事業の対象とすることも困難です。</p> <p>他方で、地域学校協働活動推進員等を含め地域学校協働活動の担い手確保については課題認識を共有するところです。コミュニティスクールと地域学校協働活動の一体的推進を図る中で、地域学校協働活動の取組充実・活性化に向けて、引き続き検討してまいります。</p> <p>なお、「新・放課後子ども総合プラン」において示す「一体型」の取組は、放課後児童クラブと放課後子供教室の運営を一体化することではなく、同一小学校内等で両事業を連携して実施し、共働き家庭等の児童を含めた希望する全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できることを指すものです。令和5年12月に策定した「放課後児童対策パッケージ」では、その趣旨を明確化するため、これまで「一体型」としていたものを「校内交流型」と呼ぶこととしています。</p>
千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、長野県、熊本市	<p>○幼稚園や地域型保育事業においても人材確保に苦慮しており、施設、事業所からは「事務員や調理員等が充足しておらず、保育士等の有資格者がその役割を担うことがあり、有資格者の負担が増えている」という声も聞かれる。</p> <p>幼稚園や地域型保育事業においても、経験豊富な高齢者等が専門性を必要としない業務を担うことにより、保育士等の負担軽減と保育士不足の解消につながると考える。</p> <p>○本市の幼稚園でも、高齢者等を雇用している事例があるため、保育士等の業務負担軽減のためにも、見直しが必要と考える。</p>	<p>高齢者等活躍促進加算については、公定価格が平成27年度の制度創設前の各施設に対して行われていた財政支援の枠組み等を踏まえ設定されていることや、施設における人材の活用のあり方を踏まえて検討する必要があることから、提案への対応は困難である。</p>

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名
	区分	分野							
206	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	子どものための教育・保育給付に係る運用の見直し(加算算定方法の見直し)	子どものための教育・保育給付に係る保育所等における処遇改善等加算Ⅰ(賃金改善要件分)の運用の見直し	<p>【現行制度】 「処遇改善等加算Ⅰ」においては、賃金体系の改善を通じて「長く働くことができる」職場環境を構築し、もって質の高い教育・保育の安定的な供給に資するとされているにも関わらず、現行の加算方法は、職員の平均経験年数が11年以上の場合は同一とされており、長く働いても加算額が増えない制度設計になっている。</p> <p>【支障事例】 当市の場合、職員の平均経験年数が11年を超える施設が86%となっており、そのため、職員の平均経験年数が11年を超え、加算率が上限を超えている施設であっても、職員の定期昇給は行う必要があるが、処遇改善等加算Ⅰによる収入は増えないため、本来行うべきベースアップや定期昇給へ反映しづらい現状がある。</p> <p>【制度改正の必要性】 出生数の減少などにより入所児童数の確保が困難な施設においては、職員個人の業績の低下を理由として賞与を下げることで「経営上の安定」にはつながるものの、一方で、保育人材の確保が喫緊の課題である中、さらなる待遇の悪化により人材確保が困難になる「運営上の課題」を引き起こす要因ともなっている。「経営上の安定」と「運営上の課題」の双方を維持・向上されるためにも、長く働くことによって保育人材の確保と資質の向上につなげる必要があり、早急な制度の再構築の必要がある。</p> <p>【支障の解決策】 平均経験年数や賃金改善及びキャリアパスの取組に応じた加算率の算定方法の抜本的な見直しをはじめ、処遇改善等加算制度Ⅰ～Ⅲのそれぞれの目的を踏まえた制度の統合、さらには加算算定のシステム化も含めた制度の再構築の検討をお願いしたい。</p>	入所児童数を基礎とした加算算定方法や加算率上限の見直しにより、「経営上の安定」と「運営上の課題」の双方を維持・向上させることで、将来にわたり、質の高い教育・保育を提供できるようになる。	施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(令和2年7月30日付け(最終改正令和4年11月7日付け)内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)	子ども家庭庁、文部科学省	延岡市
221	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	幼稚園等利用者が認可外保育施設等を併用する場合の施設利用料の無償化に係る制限の緩和	幼稚園が十分な水準の預かり保育(教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間が8時間以上又は開所日200日以上)を提供しているか否かにかかわらず、幼稚園利用者が認可外保育施設等を併用する場合には、当該認可外保育施設等の利用料について無償化の対象とすること。	<p>在籍する幼稚園が十分な水準の預かり保育を実施している場合、認可外保育施設等の併用は無償化の対象とならないことから、利用者から多くの苦情が寄せられている。具体的には、医療従事者が夜間勤務を行う際に、預かり保育の選択肢が院内保育施設のみである場合など、多様な働き方が存在する中で、在籍する幼稚園の預かり保育の実施水準にかかわらず認可外保育施設等を併用せざるを得ない状況であっても、幼稚園の預かり保育の実施水準により無償化の対象外とされることに不公平感が生じている。</p> <p>また、無償化の要件とされている「幼稚園が法令で定められた水準の預かり保育を提供しているか否か」については、年度開始前に作成される幼稚園の預かり保育に係る年間計画を踏まえて市町村が判断し、幼稚園利用者へ通知することとされており、当市や周辺の自治体では、例年2月頃に判断・通知をおこなっている。一方、幼稚園の願書提出、書類選考、面接等は、入園前年度の10月頃から実施されることが一般的であるため、保護者が入園の準備を行っている時点では、認可外保育施設等を併用した場合に当該認可外保育施設等の利用について無償化の対象となるか否かについて判断できない状況にある。そのため、幼稚園と認可外保育施設等の併用を予定していたが、入園を目前にして、認可外保育施設等の利用料について、無償化の対象外であることが発覚するといった事態が生じている。実際に、入園前から知っていれば、その園は選ばなかったとの苦情があった。</p> <p>特に、市外の幼稚園に入園を希望する市民から問い合わせがあった場合、入園を希望する園が認可外保育施設等を併用利用した際に無償化の対象となるか否かについては、年度によって状況が変わることもあり、理解を得ることが難しい。</p> <p>また、認可外保育施設等を併用利用した分の利用料について、無償化に係る払い戻しの申請があった際、市外の幼稚園に通園している場合は、対象となるか他自治体に確認が必要となり事務が煩雑となる。対象とならない場合、当市への苦情となることがあり、対応に苦慮することがある。</p>	在籍する幼稚園の状況や保護者の勤務体系に関わらず無償化の対象となり、保護者の保育ニーズを満たすことが可能となる。また、入園予定の幼稚園が認可外保育施設等を併用利用した場合に無償化の対象となるか入園直前までわからないといった不安定な状況に陥ることがなくなり、必要な保育施設を前もって安心して検討することが可能となる。	子ども・子育て支援法施行令第15条の6第2項第3号、子ども・子育て支援法施行規則第28条の18第3項	子ども家庭庁、文部科学省	茅ヶ崎市

〈追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)〉		回答欄(各府省)
団体名	支障事例	
札幌市、旭川市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、和歌山市、徳島県、熊本市	<p>○当市においても、平均経験年数が11年を超える施設が多数あり、当該施設間でも年数に差があり、同様の支障事例が生じている。</p> <p>○処遇改善等加算Ⅰについては、当市でも令和4年度に職員の平均経験年数が11年以上の園が40%を越えており、見直しが必要と考える。</p>	<p>処遇改善等加算Ⅰは施設の職員の平均勤続年数に応じて単価の増加率を増す加算の仕組みとしているが、処遇改善等加算制度については処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの一本化について検討を行う必要があることから、提案への対応は困難である。</p> <p>なお、保育士等の処遇改善については、こども未来戦略を踏まえ、費用の使途の見える化を行いながら、令和5年人事院勧告を踏まえた対応を実施するとともに、民間給与動向等を踏まえた更なる処遇改善を進めていくこととしている。</p>
船橋市、長野県、浜松市、枚方市、西宮市、大村市、熊本市	<p>○当市においても、就労時間帯等の事情により、やむなく十分な水準の預かり保育を実施している幼稚園と認可外保育施設を併用している事例を問い合わせ等にて把握することがある。</p> <p>また、年間の実施日数がちょうど200日前後の施設もあることから、祝休日の日数等により年度によって併用ができる／できないの判定が変わることがあり、保護者の体感としては預かり保育の利用可能日数が増えていないにもかかわらず、新年度から対象外となるケースがある。上記のような事例において保護者からの理解を得ることは非常に難しい。</p>	<p>幼児教育・保育の無償化において、幼稚園等に在籍する子どもの保護者が就労していること等により保育の必要性の認定を受けた幼稚園等の利用者(いわゆる新2号又は新3号認定)については、できる限り当該幼稚園等における預かり保育の利用を促すことにより保護者負担を軽減しつつ、その預かり保育の提供水準が、学校である幼稚園等を選択した子どもの保育の必要性という観点から十分でないと言える場合には、例外的に、認可外保育施設等の併用に係る利用料を施設等利用給付の対象としている。</p> <p>上述の預かり保育の提供水準の基準については、1年当たりの期間が200日、かつ、1日当たりの時間が8時間(教育課程に係る時間との合算)となっている。これは幼稚園の毎学年の教育週数が、特段の事情のある場合を除き、39週を下ってはならないとされていること及び保育所における保育短時間認定規定が1日につき8時間を原則としていることを考慮して定められている。</p> <p>現時点においてこの基準の見直しは考えていないが、政府としては、平日及び長期休業中の双方において、長時間、体制の整った預かり保育が実施されるよう、幼稚園等における預かり保育の充実(一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)における加算額の累次にわたる充実)等に努めてきたところであり、今後とも、多様な働き方の実態を踏まえながら、幼児教育・保育の無償化に関する事務を適切に実施してまいりたい。</p>